

事務連絡  
令和3年6月18日

公益社団法人 日本バス協会 理事長殿

国土交通省自動車局

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を講じるべき区域と期間の変更に伴う「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」の周知について(依頼)

緊急事態宣言発令に伴う、バスターミナルにおける都道府県をまたぐ移動の自粛の呼びかけについては、4月26日付、5月10日付、5月17日付、5月24日付、5月31日付及び6月15日付事務連絡にて周知を依頼したところです。

第69回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県を6月20日をもって解除すること、沖縄県について、7月11日まで延長することが決定されました。また、まん延防止等重点措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を、新たに対象とし、期間は7月11日までとすること、埼玉県、千葉県、神奈川県については、7月11日まで延長すること、岐阜県、三重県については、6月20日をもって終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきまして、緊急事態措置を実施すべき区域である都道府県(沖縄県)、まん延防止措置の対象区域である都道府県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)及びそれ以外の都道府県において、引き続き別添の方針に則りバスターミナルにおける呼びかけを実施していただきたく、貴会におかれては傘下会員へ周知をお願いします。

(別添) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて